

令和4年7月29日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第2号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公示いたします。

被処分者 内田利秋 会員 (板橋支部)

処分年月日 令和4年7月29日 (理事会議決日)

処分内容 3年間の会員の権利の停止
(東京都行政書士会会則第23条第1項第2号)

処分理由 (違反している規則、会則)
一 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
二 行政書士法施行規則第6条 (公正保持等)
三 行政書士法第13条 (会則の遵守義務)
四 東京都行政書士会会則第21条 (名義貸等の禁止)

被処分者は申請取次行政書士として届け出て以降、第三者が作成した申請等書類を申請人本人等と面談することもなく、東京出入国在留管理局に対し約30件の取次行為を行った。

さらに、被処分者は今回の第三者を介した取次行為に対する法令違反意識が薄く、真摯に反省していない。従って、将来的に同様の行為を繰り返す可能性を否定できない。

以上の理由から上記の処分を科す。